

会 議 録

1 会議名

平成27年度第4回上越市情報公開・個人情報保護制度等審議会

2 議題（全て公開）

- (1) 個人情報取扱業務等の登録について（諮問）
- (2) 特定個人情報保護評価について（諮問）
- (3) その他

3 開催日時

平成27年9月29日（火） 午前10時00分から午前11時45分まで

4 開催場所

上越市役所木田第1庁舎 301会議室

5 傍聴人の数

0人

6 非公開の理由

—

7 出席した者の氏名（敬称略）

- ・委員：大森康正（会長）、竹山貞子（副会長）、池田明、梅澤圓了、齋藤久美子、高橋邦夫、原野聖子
- ・事務局：総務管理課 勝俣課長、松崎副課長、大友係長、小菅係長、工藤主任

8 発言の内容（要旨）

議題(1) 個人情報取扱業務等の登録について（諮問）

【大森会長】

「1 介護保険業務」について事務局に説明を求める。

【大友係長】

資料1ページ及び2ページの「介護保険業務（高齢者支援課）【目的外利用】」について、資料に沿って説明を行う。

【大森会長】

質疑を求める。

【原野委員】

生年月日を提供する必要があるのは、本人の同一性確認のためか。

【大友係長】

そうである。同姓同名の人がいる場合もある。

【高橋委員】

1回確認したら次回以降も確認後の住所に送付するのか。それとも、毎回確認するのか。

【大友係長】

固定資産税・都市計画税の納税通知書は毎年4月に発送しており、返戻された場合に確認するものである。例えば、施設に入所していることが分かった人については、施設を通じて本人に連絡を取り、送付することになる。その際に、今後の送付先について申出があった場合は、翌年度以降は申出のあった住所に送付する。

【梅澤委員】

「業務内容」にある「サービス事業者の指導」とは何か。

【大友係長】

「業務内容」は、介護保険業務自体の内容であるので、保険者としての市が介護保険法等に基づき行う事業者への指導を意味する。

【竹山副会長】

長期入院患者もこれに該当するのか。

【大友係長】

住民票は生活の本拠に置くこととされているので、本来的には住民票を移すべきであると思うが、本人の意思等により移さない場合もある。

【竹山副会長】

普通は、入院中は住所を移さないと思う。

【大友係長】

そうすると、家族等に送ることになる。

【原野委員】

入院中でも郵便物は届くのではないか。

【竹山副会長】

一人暮らしであると届かない場合がある。

【大友係長】

単身世帯が増加していることも、この諮問の背景にある。

【梅澤委員】

市が社会福祉法人に委託する場合などに個人情報提供されているが、提供先の事業者には個人情報の取扱いに関する制限がない。

【大友係長】

一定以上の規模の事業者は、個人情報保護法の適用を受ける。

【梅澤委員】

事業所では、ファックスで個人情報を誤送信してしまうなどといった現実がある。「サービス事業者の指導」とあるが、個人情報の二次利用について、ある程度指導してもらった方がよいと思う。

【大友係長】

番号制度が導入され、特定個人情報については小規模事業者も含めて各事業者が保護措置を講じる必要がある。

【大森会長】

他に質疑を求めるがなかったので、諮問どおり答申することで委員全員の了承を得る。続いて「2 納税者管理業務」について事務局に説明を求める。

【大友係長】

資料3ページ及び4ページの「納税者管理業務（収納課）【目的外利用】」3件について、資料に沿って説明を行う。

【池田委員】

これは、申請者の納税証明書の添付を省略できるようにする趣旨か。

【大友係長】

そうである。申請時に同意を得て、収納課に確認するものである。

【原野委員】

これまでは市税の完納を要件としていなかったのか。

【大友係長】

この補助金制度は、今年度から実施しており、初めから市税の完納を要件としていた。今回諮問するのは、個人事業者からの申請が想定されるためである。

【齋藤委員】

本人同意とは、申請書にチェック欄か何かがあるということか。

【大友係長】

そうである。同意する旨の署名をしてもらっている。同意しない場合は、納税証明書の添付が必要となる。

【齋藤委員】

どちらでもよいということか。

【大友係長】

どちらでもよいが、納税証明書の発行には手数料がかかるので、大体は同意が得られる。

【大森会長】

他に質疑を求めるがなかったので、諮問どおり答申することで委員全員の上承を得る。

議題(2) 特定個人情報保護評価について（諮問）

【大森会長】

諮問案件の「1 上越市公営住宅の管理に関する事務」について事務局に説明を求める。

【小菅係長】

特定個人情報保護評価書（案）に基づき説明を行う。

【大森会長】

質疑を求める。

【原野委員】

システムにアクセスできる人をパスワード等の設定により限定しているが、得られた回答をその作業者のパソコンなどに保存することはあるのか。

【小菅係長】

情報系として保存することはありません。システムの中で利用する。

【原野委員】

画面に表示されないということか。

【勝俣課長】

情報連携でもらった情報は、画面に表示される。

【原野委員】

日本年金機構で情報漏えいした例があったが、上越市では同様のことが起こり得るのか。

【勝俣課長】

システムを扱う基幹系と、インターネットに接続された情報系は別になっており、漏れるおそれがない。日本年金機構の例は、基幹系の情報を情報系に持ってきたために起こったものであり、当市では、基幹系の中でのみ利用する。

【大森会長】

他に質疑を求めるがなかったので、諮問どおり答申することで委員全員の了承を得る。続いて「2 上越市改良住宅の管理に関する事務」について事務局に説明を求める。

【小菅係長】

特定個人情報保護評価書（案）に基づき説明を行う。

【大森会長】

質疑を求める。

【齋藤委員】

改良住宅は、相当前からあるのか。

【小菅係長】

当市では、南新町にある。戦後の古い家並みだったところを近代的な集合住宅として整備したものである。

【池田委員】

もともと兵舎があった場所である。

【齋藤委員】

建物を一部修繕するのではなく、全部建て替えたということか。

【小菅係長】

建替えである。家が密集して道路が狭いなどの問題がある地区を都市計画のような考え方により集合住宅として整備するものである。

【齋藤委員】

今後はないのか。

【小菅係長】

ないと思われる。

【竹山副会長】

上越市では1か所のみか。

【小菅係長】

そうである。

【大森会長】

他に質疑を求めるがなかったので、諮問どおり答申することで委員全員の了承を得る。続いて「3 上越市市営賃貸住宅の管理に関する事務」について事務局に説明を求める。

【小菅係長】

特定個人情報保護評価書（案）に基づき説明を行う。

【大森会長】

質疑を求めるがなかったので、諮問どおり答申することで委員全員の了承を得る。続いて「4 上越市子ども・子育て支援法に基づく教育・保育給付等に関する事務」につ

いて事務局に説明を求める。

【小菅係長】

特定個人情報保護評価書（案）に基づき説明を行う。

【大森会長】

質疑を求めるがなかったので、諮問どおり答申することで委員全員の了承を得る。続いて「5 上越市母子生活支援施設における保護の実施に関する事務」について事務局に説明を求める。

【小菅係長】

特定個人情報保護評価書（案）に基づき説明を行う。

【大森会長】

質疑を求める。

【原野委員】

対象人数が25人というのは、少ないように思う。児童扶養手当の受給者はもっと多いはずであるが。

【勝俣課長】

市内に2か所ある母子生活支援施設の入所者のみが対象である。

【大森会長】

他に質疑を求めるがなかったので、諮問どおり答申することで委員全員の了承を得る。続いて「6 上越市児童扶養手当の支給に関する事務」について事務局に説明を求める。

【小菅係長】

特定個人情報保護評価書（案）に基づき説明を行う。

【大森会長】

質疑を求める。

【梅澤委員】

対象人数は受給者数か、受給対象となる子どもの数か。

【小菅係長】

受給者数である。

【大森会長】

他に質疑を求めるがなかったので、諮問どおり答申することで委員全員の了承を得る。続いて「7 上越市母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務」について事務局に説明を求める。

【小菅係長】

特定個人情報保護評価書（案）に基づき説明を行う。

【大森会長】

質疑を求めるがなかったので、諮問どおり答申することで委員全員の了承を得る。続いて「8 上越市養育医療に関する事務」について事務局に説明を求める。

【小菅係長】

特定個人情報保護評価書（案）に基づき説明を行う。

【大森会長】

質疑を求めるがなかったので、諮問どおり答申することで委員全員の了承を得る。続いて「9 上越市児童手当又は特例給付の支給に関する事務」について事務局に説明を求める。

【小菅係長】

特定個人情報保護評価書（案）に基づき説明を行う。

【大森会長】

質疑を求めるがなかったので、諮問どおり答申することで委員全員の了承を得る。続いて「10 上越市ひとり親家庭等医療費助成に関する事務」について事務局に説明を求める。

【小菅係長】

特定個人情報保護評価書（案）に基づき説明を行う。

【大森会長】

質疑を求めるがなかったので、諮問どおり答申することで委員全員の了承を得る。続いて「11 上越市老人医療費助成に関する事務」について事務局に説明を求める。

【小菅係長】

特定個人情報保護評価書（案）に基づき説明を行う。

【大森会長】

質疑を求めるがなかったので、諮問どおり答申することで委員全員の了承を得る。続いて「12 上越市私立高等学校に在学する生徒の保護者に対する私立高等学校の学費助成金の支給に関する事務」について事務局に説明を求める。

【小菅係長】

特定個人情報保護評価書（案）に基づき説明を行う。

【大森会長】

質疑を求めるがなかったので、諮問どおり答申することで委員全員の了承を得る。続いて「13 上越市就学援助関係（医療券）事務」について事務局に説明を求める。

【小菅係長】

特定個人情報保護評価書（案）に基づき説明を行う。

【大森会長】

質疑を求めるがなかったので、諮問どおり答申することで委員全員の了承を得る。

議題(3) その他

【大森会長】

委員又は事務局から連絡事項等はあるか。

【大友係長】

個人情報取扱業務等の諮問漏れへの対応について、資料に基づき説明を行う。

【大森会長】

質疑を求めるがなかったので、今後は説明のとおり実施することで委員全員の了承を得る。

【大友係長】

続いて、番号法の施行に伴う上越市個人情報保護条例及び上越市個人情報保護条例施行規則の一部改正による個人情報保護規定の変更について、資料に基づき説明を行う。

【大森会長】

質疑を求めるがなかったので、説明を了承することで委員全員の了承を得る。
— 一次回会議（10月予定）の日程調整 —

【大森会長】

以上をもって、本日の審議会を閉会する。

9 問合せ先

総務管理部総務管理課文書法務係

TEL : 025-526-5111 (内線 1436、1437)

E-mail : soumukanri@city.joetsu.lg.jp

10 その他

別添の会議資料も併せてご覧ください。